

ポスト

令和 7 年 8 月 29 日
金融庁

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）](#)」等につきまして、令和 7 年 6 月 16 日（月曜）から令和 7 年 7 月 16 日（水曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、計 4 件のコメントをいただきました。御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙 1](#) を御覧ください。

2. 改正の概要

株式会社商工組合中央金庫が発行する商工債について、当分の間、銀行法等の大口信用供与等規制を適用しないこととされているものを、適用することとし、経過措置を規定するものです。

具体的な改正内容については、[別紙 2～6](#) を御参照ください。

なお、危機対応業務に係る商工債を通じた信用供与についての周知は、[こちら](#) を御覧ください。

3. 公布・施行日

本件の内閣府令等は、本日付で公布され、同日から施行・適用されます。

- (別紙 1)  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙 2)  [銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)
- (別紙 3)  [労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部を改正する命令](#)
- (別紙 4)  [農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令](#)
- (別紙 5)  [農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令の一部を改正する命令](#)
- (別紙 6)  [最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件の一部を改正する件](#)

問合せ先

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス 金融庁ソーシャルメディアアカウント 関連リンク 証券取引等監視委員会 公認会計士・監査審査会 首相官邸 大阪・関西万博
特設ページ

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

▶ [ウェブサイト受付](#)

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課信用制度参事官室（庁内用5353）

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報道・
広報

政策・
審議会

法令・
指針等

金融
機関
情報

国際
関係
情報

アクセ
スF S
A（広
報誌）

利用案内・お問い合わせ/著作権

プライバシーポリシー

ウェブアクセシビリティ

アクセス

開業日・開庁時間

金融情報提供サービス（EDINET）

関連リンク

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000